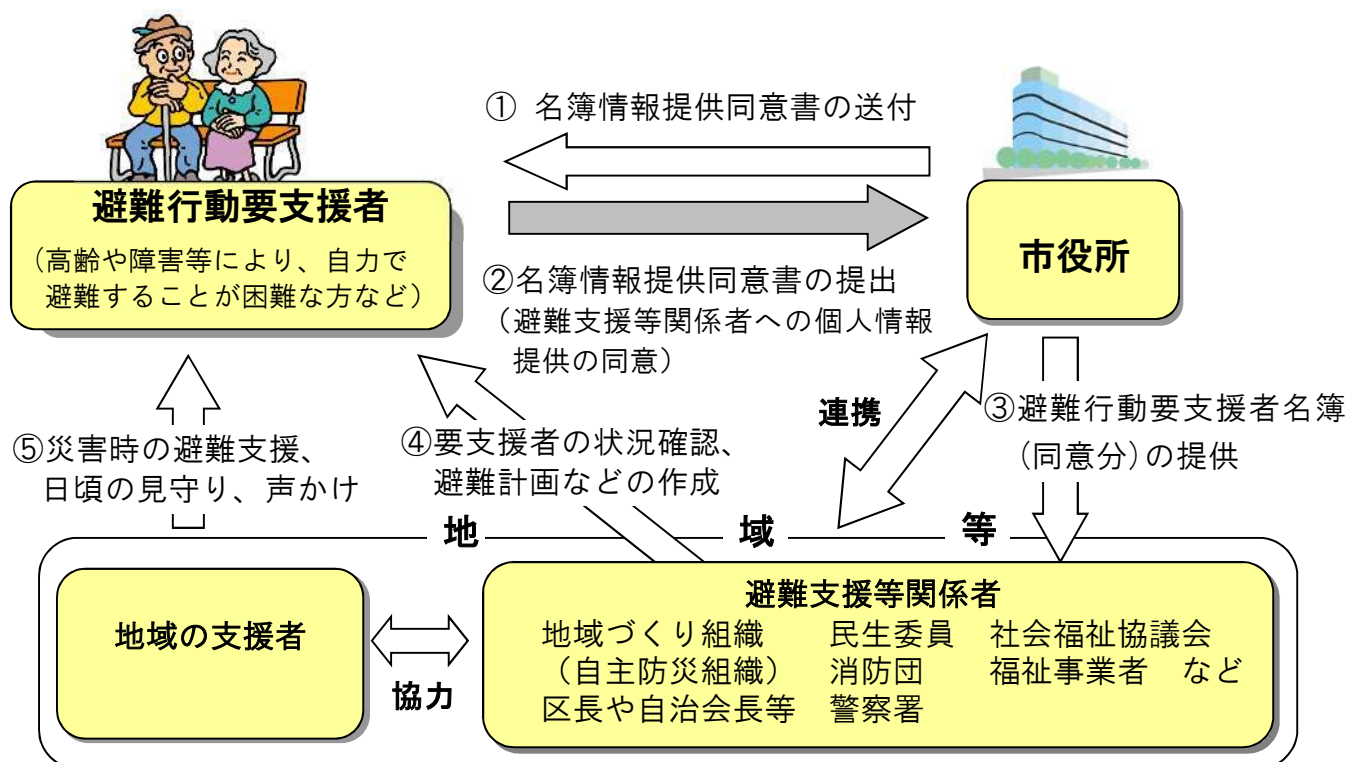


災害時に備えた地域での助け合いを！

～避難行動要支援者支援制度について～

「災害が発生したときや災害が発生するおそれのあるとき、高齢や障害等により自力で避難することが困難な方などに対し、安否確認や情報の提供、避難の誘導などの支援が、地域の中で行われるための仕組み」を地域みなさんとともに作り上げていくため、名張市では、平成22年2月から災害時要援護者支援制度に取り組んできました。令和7年1月からは制度を一部見直し、「避難行動要支援者支援制度」として進めていきます。

1. 制度の概要



2. 避難行動要支援者の対象者

次のいずれかに該当する方は、『避難行動要支援者支援制度』の対象者です。

- ① 身体障害者手帳肢体不自由1級・2級、視覚障害1級・2級、聴覚障害2級をお持ちの方
- ② 精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ③ 療育手帳Aをお持ちの方
- ④ 介護保険要介護3から5までの認定を受けている方
- ⑤ 上記①～④に準ずる状態にある方

※ なお、在宅の方が対象です。（老人ホームなどの施設に入所していたり、病院に長期入院していたりする場合は、その施設の職員等による援護が受けられるため、対象になりません。）

3. 避難支援等関係者への情報提供

- ①この制度により地域等で支援を希望する場合は、『名張市避難行動要支援者名簿情報提供同意書』を市へ提出します。
- ②市は、同意書の提出された方のみを登載した『避難行動要支援者名簿（同意分）』を作成します。
- ③避難支援等関係者は、支援が必要な方をどのように支援するかを話し合っ、それぞれの関係者に応じた仕組みづくりを行います。
- ④避難支援等関係者は、市から提供された名簿を活用し、避難計画の作成などを通じて災害時に必要な支援の内容を把握するとともに、災害発生時等には、要支援者の方の安否確認、避難の誘導等を行います。

※ なお、名簿等は、各関係者がルールなどを定めて厳重に管理されます。

4. お願い

この制度は、普段からの地域の助け合い（共助）によって、少しでも災害時の被害を減らそうとするものです。

同意したからといって、必ず支援を受けられるとは限りません。また、関係者が責任を負うものでもありません。

できる範囲で助け合おうとする仕組みを整えていくものです。支援を希望される方ご自身も、防災訓練などの地域行事に参加するなど、地域等との関係づくりを心がけましょう。



～「地域あんしんねっと」の構築について～

名張市では、日頃から、要援護者に対して支援者が見守りや声かけなどを行い、近隣同士で助け合える関係をつくることにより、災害時だけでなく、孤立死対策や急病時の迅速な支援などにつながるような、地域の取り組みを促進しています。

【お問い合わせ先】

福祉子ども部

医療福祉総務室

電話63-7579・FAX62-5058

なばりの未来創造部 危機管理室

電話63-7271・FAX64-0089